

公立大学法人札幌市立大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、職場全体が働きやすい環境を整えることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

2025 年 9 月 24 日から 2028 年 3 月 31 日まで

2 内容

目標1 出産及び育児に関する諸制度の周知を図る

【対策】

- ・ 出産及び育児に関する諸制度をまとめた資料を作成し、学内に周知をする。

2025 年 10 月以降予定

目標2 配偶者出産時の男性教職員の休暇の取得を促進する

【対策】

- ・ 目標 1 で作成した資料等を活用し、配偶者出産時の休暇制度を周知し、男性教職員の休暇の取得の促進に努める。

2025 年 10 月以降予定

目標3 教職員の育児休業の取得を促進する

男性の育児休業取得率 80%以上

女性の育児休業取得率 90%以上

【対策】

- ・ 目標 1 で作成した資料等を活用し、男性育児に対する意識啓発を行い、男性教職員の育児休業の取得促進に努める。

2025 年 10 月以降予定

目標4 時間外勤務削減のための取り組みを行う

各職員の時間外労働時間を月平均 30 時間以内とする

【対策】

- ・ 業務の簡素化、効率化を推進するとともに、時間外勤務削減のための意識啓発を行う。
- ・ 会議等について、所定勤務時間内での開催や、会議終了時刻を予め設定するなど、効率的な運営、実施に努める。

2025 年 9 月以降予定

目標5 年次休暇の取得を促進する。

年次休暇の年間取得率 50%以上

【対策】

- ・ 管理職が率先して年次休暇を取得するとともに、積極的に教職員に休暇取得を促す。
- ・ 計画的な年次休暇の取得を促進するため、通知文等で教職員に休暇取得を促す。

2025 年 9 月以降予定